



11月は「児童虐待防止推進月間」です

児童虐待に関する通報相談件数は、年々増加しており、子どもの命が奪われる重大な事件も後を絶ちません。

国では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定めており、全国各地で、児童虐待防止のための広報啓発活動が行われています。

虐待の動機としては「子どもの存在の拒否・否定」「しつけのつもりだった」などが挙げられ、内容は育児放棄、身体的虐待などがありますが、暴言を吐いて脅したり、子どもの面前で配偶者や親族などに暴力を振るう「面前DV」などの心理的虐待も多くなっています。

自分の思うままに支配する、暴力や暴言など外からの圧力で即効性を求めるのが虐待。決して虐待をしてしまう親が特別なのではありません。何かのきっかけで、誰もが加害者になってしまう可能性があります。そのため、虐待が子どもに対する最も重大な権利侵害であることを認識し、地域の皆さまの見守りが必要になってきます。

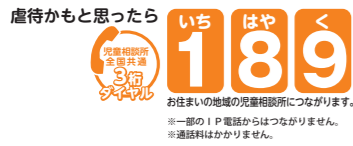
児童虐待防止対策は虐待の発生予防、早期発見、早期対応が大切になります。虐待の確信はなくても疑いがあるときは通告をお願いします。たとえ、虐待でなかったとしても通告者には責任はありません。

手遅れになる前に迷わず、通告、相談をすることが大切です。地域の皆さまのご協力をお願いします。

また、虐待までは至らなくても、子育てに関することや子どものしつけ方などで悩んでいる保護者は多くいます。ひとりで悩まず気軽に相談ください。

児童相談所・福祉事務所の相談窓口

通告・相談窓口	連絡先	時間
福祉事務所 子育て支援係	☎72-1123 (内線505)	月～金 午前8時半～午後10時
串間市役所	☎72-1111	月～金 午後10時～午前8時半 土・日 終日
家庭児童相談室	☎72-5783	月～金 午前9時～午後5時
都城児童相談所	☎0986-22-4294	月～金 午前8時半～午後5時15分 ※児童虐待などの緊急時は常時受付



ハッピー スマイル

坂口 ゆずちゃん
(令和2年2月14日生)
坂口 佳志朗・杏菜さんの長女(福島地区・寺里)

かわいい笑顔がチャームポイントです。最近ではタンバリンやドラムなどの楽器をよくたたいて遊んでいます。また、公園や買い物などで外に出るときは腕をふってはしゃいで喜んでおり、動くことが大好きです。今後は周りの人を明るく幸せにできるような子に育ててほしいです。

子育て INFO

- 11月11日(水)1歳6カ月児健診
 - 11月18日(水)乳児健診
それぞれ、対象児には個別に案内しています。フッ化物塗布は中止します。
 - 予防接種
予防接種は病気にかかる前にワクチンを接種しておくことが大事なポイントです。
「生後2カ月からのワクチンデビュー」をおすすめします。
 - 「子ども発達相談」
言葉など発達に関して気になるお子さんへの支援やその周りの大人への関わり方の助言をします。どうぞご相談ください。お1人ずつ予約制で対応させていただきます。
- 対象児：未就学児 期日：毎週金曜日 午前中
場 所：市総合保健福祉センター2階 すこやかひろば



子育て支援情報

令和3年度教育・保育施設の入所申込を受け付けます

入所受付は、令和2年12月1日から開始します。

- 入所施設について
串間市では、保育所(園)と幼保連携型認定こども園への入所が可能です。
- 入所できる条件について
保育所(園)は、2号認定または3号認定を受けた児童が入所できません。
- 認定については【表1】と【表2】を確認してください。
- 入所申込について
令和2年12月1日(火)から令和2年12月28日(月)まで
- 5月以降の入所申込の受付期間
入所希望月の前月15日まで
※入所は毎月1日付となります。
- 受付・提出場所
福祉事務所こども政策係
- 提出書類について
申込に必要な書類は、認定区分で異なります。詳しくは【表1】を確認してください。
- ①教育・保育給付認定申請書
- ②子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書
- ③就労証明書または保育利用事由証明書
保護者1人につき1枚提出してください。ただし、就労状況が全く同じ場合は1枚に連名で記載してください。
※保育利用事由証明書は、就労以外で保育を必要とする場合に提出してください。
- ④保育料納付誓約書(保育所(園)を希望の方で3号認定の児童のみ)
- ⑤副食費助成申請書(満3歳以上の児童のみ)
- ⑥第3子以降保育料軽減申請書(該当者のみ)
書類は、福祉事務所こども政策係、各教育・保育施設にて配布します。また、市公式サイトからもダウンロードできます。
- 入所決定について
1号認定の方については、認定こども園が園の内定をします。
2号認定・3号認定の方については、市が保育の必要性が高い児童から、希望状況や施設の定員などに応じて順次決定します。
※在籍中の施設を通じて行う予定です。

【表1】

○認定は、児童の年齢や保護者の就労状況などにより大きく4つに区分されます。

認定区分	利用できる施設	対象となる児童	提出書類
1号認定(教育標準時間認定)	・認定こども園	満3歳以上の児童	①⑤
1号認定(教育標準時間認定) +新2号認定または新3号認定(預かり保育などを利用)		1号認定で『保育の必要な事由』に該当する場合	①②③⑤
2号認定(3歳以上保育認定)	・認定こども園 ・保育所(園)	満3歳以上の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	①③⑤
3号認定(3歳未満保育認定)		3歳未満の児童で『保育の必要な事由』に該当する場合	①③④

【表2】

○新2号認定、新3号認定、2号認定および3号認定を受ける場合、保護者が次のいずれかに該当することが必要となります。

保育の必要な事由	保護者の状況	必要書類	添付書類
就労	月60時間以上の労働に常態に従事している場合	就労証明書	-
妊娠・出産	母が出産前後(産前産後2カ月)である場合	保育利用事由証明書	母子手帳の写し
疾病・障がい	病気や心身に障がいがある場合		診断書(疾病の場合) 障害者手帳(障がいの場合)の写し
介護など	親族(長期間入院などをしている親族を含む)を常時介護または看護している場合		介護保険証の写し
災害復旧	火災、風水害、地震などの災害により家屋に損壊などを受け家庭で保育ができない場合		-
求職活動	求職活動を行うもしくは継続的に行っている場合	-	-
就学	就学中の場合	-	在学証明書
育休取得中で保育利用中	育児休業取得中に、すでに保育を利用している児童がいて継続利用が必要である場合	就労証明書	-

問/福祉事務所こども政策係 ☎72-1123 (内線506、527)